

1. 証券運用にかかるリスク管理

- 貸出業務の収益性が低下する中、多くの金融機関にとり証券運用の重要性が増しているが、信用金庫がとっている金利リスクは、自己資本対比で主要行や地域銀行と比べて大きい。
- 28年11月以降、市場の潮流に変化が見られる中、足下の決算の数字を良くするために多大な証券のリスクを取っている金融機関がある。
- 証券運用から確実に収益を上げようとするのであれば、リスクテイクに見合う運用・リスク管理体制の確立が必要。
- リーマンショックのような市場環境に大きな変動がある度に、リスク管理が不十分な金融機関が多大な打撃を受けたことを忘れてはならない。

2. リレーションシップバンキングの経緯

- 営業地域が限られた信用金庫については、地域経済の発展なくして信用金庫だけが発展することは極めて困難。
- 金融庁は、地域経済と地域金融機関との密接な相関関係を踏まえ、従来からリレーションシップバンキングの進展を地域金融機関の主要課題と位置付けてきたが、一方で、監督検査の重点が検査マニュアルに基づく不良債権処理と資産内容の改善におかれてきた結果、地域金融機関のバランスシートの健全性は改善したものの、融資の面では、借入企業の担保・保証を含む財務に偏重した形式的融資審査といった弊害も発生。
- リレーションシップバンキングについては、当局への報告のための形式的対応ではなく、信用金庫の経営者が、自らの経営にとって本源的な重要課題であるとの納得感を持って進めることが重要。

3. コア顧客・コアビジネス

- 取引先企業と密接に対話し、その生産性向上に資する適切なアドバイスをを行い、必要なファイナンス面での支援をすることが、地元の顧客基盤と地域経済の基盤を強固にすることに役立ち、自らの健全性維持にもつながる（共有価値の創造）。

4. 顧客本位のビジネスモデルの成功例

- こうした中、顧客本位のビジネスモデルを実践し、規模は小さくても成功している金融機関が存在。こうした金融機関に共通するのは、既存の担保や信用保証依存型で量的拡大を目標とするビジネスモデルの限界とその転換の必要性を経営陣が認識し、経営のリーダーシップのもと、組織が一丸となって地元企業・経済への貢献に継続的に取り組んでいるところ。
- 今後のビジネスモデルの持続性が見通せない金融機関に共通するのは、地元における活動が、地域の企業や地域経済の発展に十分に貢献できていないこと。
- ビジネスモデルの転換は一朝一夕には不可能。健全性の問題が顕在化する前に、真剣に自らの状況を分析し、必要な対策を取ることが重要。

5. 金融モニタリング

- 多くの金融機関において「顧客へのソリューションの提供や地域経済への貢献」が経営理念に掲げられているが、当該経営理念を実現するために、具体的にいかなる経営計画が作られ、それをどのような業績評価や融資審査態勢などによって組織全体に浸透させ、金融商品・サービスの提供が行われているかを、顧客企業の意見も聞きながら継続的に対話していきたい。
- 顧客本位のビジネスモデルの構築は、金融機関で働く職員のやりがいにも通じるもの。

6. 銀行カードローン

- 銀行カードローンについては、全国銀行協会が、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施及び審査態勢等の整備をより一層徹底する旨の申し合わせを行ったところ。各金庫におかれては、全国銀行協会の申し合わせを参考にしながら、監督指針に沿った適切な業務運営が行われているかを点検していただきたい。その結果、問題があれば改善に取り組んでいただきたい。

7. 経営者保証ガイドライン

- 1月20日に、平成28年4月から9月までの「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。ガイドラインの活用件数は約26万件（対前半期比約3万件増）、新規融資全体に占めるガイドラインを活用した無保証融資の割合は約14%（同2%ポイント増）。
- 今回の集計に当たって複数の金融機関に確認したところ、次のような組織的な取組みを行っている事例が見られた。
 - ・ ガイドラインの要件を満たさない場合でも企業の成長可能性や事業性等を勘案し、柔軟に対応。
 - ・ 担保により保全が充足している先からは個人保証を原則とらないことを規程に明記。
 - ・ 根保証契約に依存せず、融資時に個別に個人保証の必要性を検討。
- 金融行政方針において、金融機関による開示を更に促す旨明記しているところであるが、28年3月期の各信用金庫のディスクロージャー誌等によれば、ガイドラインの活用状況を開示している信用金庫は少数に留まっている。
- 個人保証に過度に依存しない融資の促進に向けて更なる取組みを行うとともに、ガイドラインの活用を含む、担保・保証に依存しない融資に向けた取組みなど金融仲介機能の発揮状況について、ディスクロージャー誌等を通じて、積極的かつ具体的な開示に努めていただきたい。

8. 信用保証制度の見直しについて

- 信用保証制度の見直しについて、先般2月28日に、昨年12月に経済産業省の審議会において取りまとめられた報告書に沿った法案改正案が閣議決定されたところ。
- 金融機関が、信用保証協会と平素より緊密に連携を図りつつ、適切なリスク分担の下、顧客ニーズを踏まえながら当該制度も利用し、中小企業等を支援していくことが重要である。
- 今後、信用保証付き融資とプロパー融資との適切なリスク分担が図られているか、顧客目線に立った対応を行っているかなどについて、モニタリングしてまいりたい。

9. 検査・監督の見直しについて

- 新しい検査・監督のあり方について、外部有識者を交えて議論・整理することを目的として、昨年8月から「金融モニタリング有識者会議」を6回にわたり開催してきた。
- 同会議の報告書は、本日（3月17日）公表されており、新しい検査・監督の目指すべき方向や、そのために対応すべき課題として、「検査・監督手法の見直し」、「組織・人材・情報インフラの整備」、「検査マニュアルや監督指針の抜本的な見直し」等が示された。
- これを踏まえて、金融庁自身の考え方や工程表について、整理・公表することとしている。
- 今後、説明会等も開催したいと考えているが、金融庁としても考え方を深めていかなければならないと考えており、率直なご意見をいただいてまいりたい。

(以上)